

免許申請に係る手数料納付方法について

次のいずれかの方法により納めること。ただし、いずれの方法の場合も納付された手数料は返還しない。

○納付書による手数料納付

広島県内各市町窓口で配布している手数料納付書と申請に必要な手数料を**指定金融機関または収納代理金融機関※1**に持参し手数料を納付してください。

手数料納付後は払込証明書（納付書右端）を免許申請窓口を持参し、申請を行ってください。

※1 指定金融機関及び収納代理金融機関

広島県内の

広島銀行
各銀行（ゆうちょ銀行を除く）
各信用金庫
各信用組合
商工組合中央金庫
広島県信用農業協同組合連合会
広島県信用漁業協同組合連合会
各農業協同組合
労働金庫

全国の

広島銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱東京 UFJ 銀行
りそな銀行	鳥取銀行	山陰合同銀行	
中国銀行	山口銀行	百十四銀行	伊予銀行
四国銀行	福岡銀行	西日本シティ銀行	
みずほ信託銀行	三菱 UFJ 信託銀行	三井住友信託銀行	
新生銀行	トマト銀行	もみじ銀行	西京銀行
香川銀行	愛媛銀行	信用組合広島商銀	中国労働金庫

○現金による手数料納付

広島市・呉市・福山市に居住地がある方で、広島市・呉市・福山市保健所の担当課に申請手続きをする方は、窓口で現金納付ができます。申請に必要な手数料を窓口を持参してください。

《問い合わせ先》

広島県 健康福祉局 健康対策課 健康企画グループ ☎082-513-3076（ダイヤルン）